

富山県青少年健全育成条例施行規則（昭和52年富山県規則第21号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条（略）</p> <p>（興行場における掲示）</p> <p>第2条 条例第8条第2項の規定による掲示は、様式第1号によるものとする。</p> <p>第3条～第8条（略）</p> <p>（深夜営業施設における掲示）</p> <p>第9条 条例第18条の2第2項の規定による掲示は、様式第9号によるものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第1条（略）</p> <p>（興行場における掲示）</p> <p>第2条（同左）</p> <p>第3条～第8条（略）</p> <p>（深夜営業施設における掲示）</p> <p>第9条（同左）</p> <p><u>（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項）</u></p> <p>第10条 条例第18条の4第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p><u>(1) 青少年が携帯電話端末等からインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。</u></p> <p><u>(2) 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするとき、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例第18条の4第2項に規定する正当な理由が必要であること。</u></p> <p><u>（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等）</u></p>	<p>備考</p> <p>条例改正に伴い、規則で定めるとした事業者等が説明すべき事項を規定</p>

(新設)

第11条 条例第18条の4第2項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときの規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

(1) 青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。

(2) 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

(3) 保護者がその保護する青少年の携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。）の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年が青少年有害情報の閲覧をすることがないようにすること。

(4) 前3号に準ずる正当な理由

2 条例第18条の4第2項に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときの規則で定める正当な理由は、保護者が自己の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることとする。

3 条例第18条の4第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申出年月日

(2) 保護者の氏名、住所及び電話番号

条例改正に伴い、規則で定めるとした不要申出書に記載する正当な理由を規定

条例改正に伴い、規則で定めるとした不要申出書に記載する事項を規定

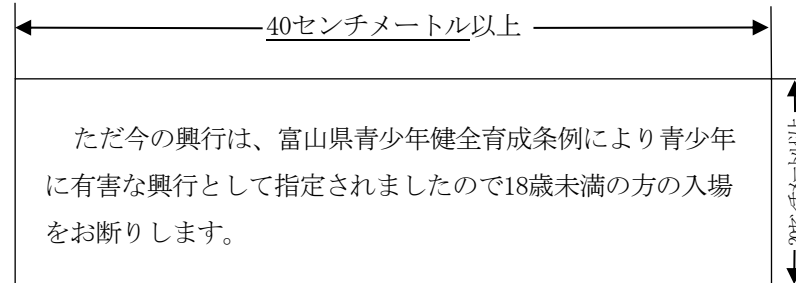
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(公表の方法)</u></p> <p><u>第12条 条例第18条の4第5項の規定による公表は、次に掲げる事項について、富山県報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u></p> <p><u>(2) 勧告の内容</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項</u></p>	<p>条例改正に伴い、規則で定める公表の方法を規定</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(意見陳述の機会の付与の方式)</u></p> <p><u>第13条 条例第18条の4第6項の規定による意見を述べる機会の付与（第3項において「意見陳述の機会の付与」という。）は、知事が口頭であることを認めたときを除き、陳述書の提出によるものとする。</u></p> <p><u>2 意見を述べるときは、証拠書類等を提出することができる。</u></p> <p><u>3 知事は、勧告を受けた者に対し意見陳述の機会の付与を行うときは、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、当該勧告を受けた者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 予定される公表の内容及び根拠となる条例の条項</u></p> <p><u>(2) 公表の原因となる事実</u></p> <p><u>(3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）</u></p> <p><u>4 知事は、前項の通知を受けた者又はその代理人が正当な理由なく陳述書の提出期限内に陳述書を提出せず、又は口頭による</u></p>	<p>条例改正に伴い、意見陳述の機会の付与の方式を規定</p>

意見陳述をしなかつたときは、条例第18条の4第5項の規定による公表をすることができる。

(身分証明書)

第14条 (同左)

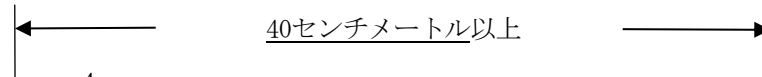
様式第1号 (第2条関係)



備考 略

様式第2号～様式第8号 (略)

様式第9号 (第9条関係)



条ずれの規定整備

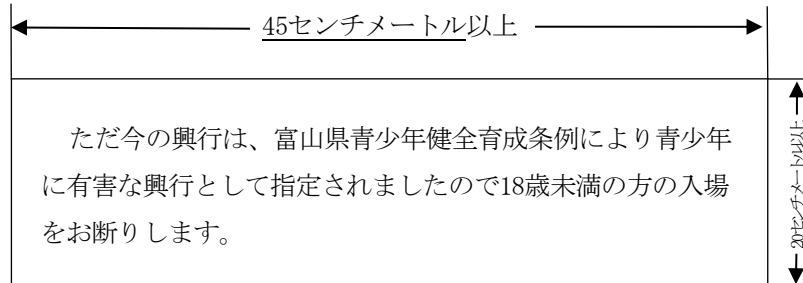
大きさの指定を変更し、一般的に利用されるA3サイズ(297mm × 420mm)を認めるもの

大きさの指定

(身分証明書)

第10条 条例第21条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第10号)によるものとする。

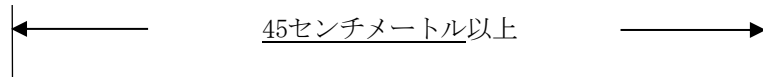
様式第1号 (第2条関係)



備考 略

様式第2号～様式第8号 (略)

様式第9号 (第9条関係)



富山県青少年健全育成条例により、午後11時から午前4時までの間は、18歳未満の方の入場をお断りいたします。

21センチメートル以上

富山県青少年健全育成条例により、午後11時から午前4時までの間は、18歳未満の方の入場をお断りいたします。

21センチメートル以上

を変更し、一般的に利用されるA3サイズ(297mm × 420mm)を認めるもの

様式第10号 (第10条関係)

(表)

9.1センチメートル

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	所 属	
	職氏名	
	(年 月 日生)	
<p>上記の者は、富山県青少年健全育成条例第21条第1項の規定による立入調査等を行う権限を有する者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>富山県知事 </p>		

6.4センチメートル

(裏)

富山県青少年健全育成条例抜すい
(報告徴収及び立入調査)

第21条 知事は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求め、又は当該職員にこれらの者の営業所その他の場所に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

様式第10号 (第14条関係)

(表)

9センチメートル

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	所 属	
	職氏名	
	(年 月 日生)	
<p>上記の者は、富山県青少年健全育成条例第21条第1項の規定による立入調査等を行う権限を有する者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>富山県知事 </p>		

6.7センチメートル

(裏)

富山県青少年健全育成条例抜すい
(報告徴収及び立入調査)

第21条 知事は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求め、又は当該職員にこれらの者の営業所その他の場所に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

条ずれの規定整備

身分証明書の大きさを他県で多く使用されている大きさに変更するもの

<p>(1) 興行者 (2) 図書等取扱業者 (3) 広告物の広告主又は管理者 (4) 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者 (5) 利用カードの販売を業とする者 (6) 第18条の2第1項各号に掲げる施設において営業を営む者 <u>(新設)</u> 2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による報告徴収及び立入調査は、必要最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>(1) 興行者 (2) 図書等取扱業者 (3) 広告物の広告主又は管理者 (4) 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者 (5) 利用カードの販売を業とする者 (6) 第18条の2第1項各号に掲げる施設において営業を営む者 <u>(7) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等</u> 2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による報告徴収及び立入調査は、必要最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>条例の改正に伴う規定整備</p>
--	---	---------------------